

住居確保給付金対象者要件

<p>① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること</p>	
<p>② 就労状況</p> <p>(1) 失業者の場合 申請日において、離職等の日から2年以内であること</p> <p>(2) 減収者の場合 給与及び収入を得る機会が個人の都合によらず減少したこと</p>	
<p>③ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと</p>	
<p>④ (1) 失業者の場合 公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。</p> <p>(2) 減収者の場合 給与や収入を得る機会を増加させるため活動を行うこと。(収入回復の目途がない、不透明な場合については、転職についても検討していくこと)</p>	
<p>⑤ 申請日の属する月における、申請者及び申請書と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、「基準額(※)」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること</p> <p>(※)「基準額」＝収入額(東近江市が条例で定める市民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1000円未満切り捨て。)に1/12を乗じて得た額(1000円未満切り上げ。)とする</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別表 1</div>
<p>⑥ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする)以下であること</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別表 2</div>
<p>⑦ (1) 国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)</p> <p>(2) 地方自治体等が実施する住居を喪失した離職者に対する類似の給付</p> <p>上記のいずれも、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族が受けていないこと</p>	
<p>⑧ 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと</p>	

別表

1

収入要件

世帯	市民税均等割 非課税限度額の1/12	申請者居住の 家賃額	合計	申請日に属する 月の世帯収入
単身	78,000	+ 35,000	113,000	
2人	115,000	+ 42,000	157,000	
3人	141,000	+ 46,000	187,000	
4人	175,000	+ 46,000	221,000	
5人	209,000	+ 46,000	255,000	

※ 失業給付、児扶手等各種手当、年金等の公的給付は収入として算定します

※支給額 = 家賃額 - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)

別表

2

資産要件

世帯	計算基準	資産基準額	本人資産
単身	78,000×6倍	468,000	
2人	115,000×6倍	690,000	
3人	141,000×6倍	846,000	
4人	175,000×6倍	1,000,000	
5人	209,000×6倍	1,000,000	

※1 金融機関に対する預貯金、現金

※2 債権、株式、投資信託、生命保険、個人年金等は含まない